

色覚検査について

<これまでの経過>

○平成14年学校保健法改正、色覚検査…「義務付け」→「実施しなくてよい」。

○併せて出された局長通知、「正確な知識を持ち、生徒指導時には色覚異常に配慮し、希望者に対して色覚検査を実施してよい」。

・・・多くの学校で廃止。

<平成26年4月、6月文科省から通知文>

4月の通知文

・・・(中略)・・・

2 色覚の検査について

学校における色覚の検査については、平成15年度より児童生徒等の健康診断の必須項目から削除し、希望者に対して個別に実施するものとしたところであるが、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え、就職に当たって初めて色覚による就業規制に直面するという実態の報告や、保護者等に対して色覚異常及び色覚の検査に関する基本的事項についての周知が十分に行われていないのではないかという指摘もある。

このため、平成14年3月29日付け13文科ス第489号の趣旨を十分に踏まえ、

1. 学校医による健康相談において、児童生徒や保護者の事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えること、
2. 教職員が、色覚異常に関する正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導、進路指導等において、色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行うよう取り計らうこと等を推進すること。特に、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、より積極的に保護者等への周知を図る必要があること。

6月の通知文

4月の通知文を再度繰り返すとともに、取り組みの方策など例を提示。

【色覚検査申込書例】にあるよう希望をとり、検査実施希望のある生徒に検査する等。

<二度の通知文から各教育機関の方向性確認(助言を受ける)>

尾張教育事務所

- ・公立は地元の医師会で検討中。遺伝子に関係すること。専門家の見解をもとにどう実施していくかを今後検討。
- ・年度初めの健康調査で希望をとり、眼科検診の際にできるといい。
- ・あくまでもスクリーニング検査。養護教諭が選別し、その後校医にじっくり診てもらおう。
- ・健康相談の中に入れるか等今後検討。

愛知県教育委員会健康学習課

- ・県立高校には通知文下していない。
- ・進路、志願大学の選択の時期に、個別相談が必要。色覚が関係しそうな大学を志願する際に個別に声をかける等。
- ・「定期健康診断マニュアル」28年度改正予定。そこで何らか改正されるだろう。それまで待つ。

尾北地区主任養護教諭

- ・今回の通知は、「色覚検査を定期健康診断項目に追加する」というものではない。よって保健調査票の中にも入れない。
- ・保健だよりなどで色覚についての周知に努める。「困りごとがあれば保健室にご相談を」と頼れる窓口を作っておく。
- ・スクリーニング検査を行って受診通知をし終わりというものではない。遺伝子疾患であり治るものではない。
- ・今すぐやるべきことは、色覚のバリアフリー化。授業の工夫。

名古屋市教育委員会学校保健課

- ・色覚検査十数年前に廃止。色覚異常を発見してもそれが治るというわけでない。配慮は必要だが、受診の指示を出してどうなる？
- ・色覚について入試時に制限がかかる公立大学はなし。私立大学で全国で2校のみ。
- ・特性を持つ子供がいることを周知。
- ・保護者が言わないケース多い。医師にやっと言えるケースもあるであろう。
- ・あくまでも診断は専門医にしかできないこと。学校で行う検査は「異常の疑い」程度。
- ・保健だより、学校保健委員会などで周知を試みる。相談できる場があっていい。
- ・色覚検査…CMT→教育学的検査。石原式→医学的検査。

<教育諸機関の助言を踏まえ、本校校医に相談>

- ・遺伝子疾患。学校という医療機関でない場で、専門医でない者が、いくらスクリーニング検査と言えども、「異常」あるいは「異常の疑い」と簡単に口にすることではない。
- ・学校が色覚についての情報を把握することで、どこかで何らかもれる可能性が無くはない。学校はデータを持っていないほうがいい。
- ・10年前廃止になった経緯は？その意味合いは大事にしながら、今回のことを対応すべき。
学校で検査するだけが、対応ではない。色覚についての情報を啓蒙し、本人・保護者が困りごとについて考え、さあどうするかを親子で考えるがいい。遺伝子疾患であるから、本人の困りごとは家族の遺伝子疾患と家族内では了承済みかもしれない。
- ・遺伝子疾患は大変ナーバスな問題。親も言われたくないであろう。
- ・学校としては啓蒙に徹してはどうか。日常の啓蒙、進路選択場面の情報提供等。

*** 通知文、法的根拠を大事に。(廃止の意味合いを忘れずに)**

*** 定期健康診断項目に現時点では追加ではない。**

*** 自分の特性を知らないことで、自分の進んだ進路で社会に出たときに不利益をこうむらないように。進路選択場面で、自分なりに家族なりに慎重に考えることができるよう啓蒙。**

*** 専門家の見解を大事に。学校がいちばん頼れる医療界の専門家→学校医。学校医の見解を大事に。**

*** 遺伝子疾患、治療して治る疾患とは意味合いが違う。学校が知って受診を勧めて、そして医療で治療できるというものでない。特性を自分が理解することが大事。**

*** 学校が方向性を決める際、何を根拠にしたかを明確に。問われた際に説明できるように。**

色覚に特性を持つ生徒がいます。

27. 7. 9(木) 全体会

色づかいにご配慮ください。

○以前は学校で「色覚検査」を行っていた。平成14年学校保健法が改正され「色覚検査」を実施しなくなった。

○平成26年度二度にわたり、色覚についての文科省からの通知文あり。

①特性を気づくことができるよう体制を整えること

②色覚の特性を持った生徒にも平等に教育が提供できるように配慮すること。学習指導、生徒指導、進路指導において、適切な指導を行うよう・・・。

その背景に・・・

自身の色覚特性を知らないまま社会に出て、就職に当たって初めて色覚による就業規制に直面したという多数の報告

○色弱者

先天的色弱者は男子の約5%（20人に1人）、女子の約0.2%（500人に1人）の割合（発達障がい者の割合とほぼ同等）

→色覚異常者は本人自身が色の識別が健常者と違うということに気付いていない。間違って理解していることに気付いていないこともある。

○障害者差別解消法の成立施行

身体、知的、精神障がい、発達障がいだけのことでなく、色覚についてもあてはまること。色覚に特性を持つ者にとっても平等に教育を受ける権利有り。



①自分の色覚の特性を理解させる。

→校医からの助言のもと平成27年度は「色覚特性」啓発。

②様々な色覚を持つ生徒に配慮し、正確に情報が伝わるように色づかいについて配慮する。

→“カラーユニバーサルデザイン”を先生方に伝え、少しでも理解していただく。

参考までに…

色覚のことで大学の入学に規制がある大学 → 船舶・海洋関係の大学

就職について規制がある職業 → パイロット・航空管制官・鉄道運転手 等

※色弱者の色の見え方を体験



スマホのアプリ「色のシミュレータ」